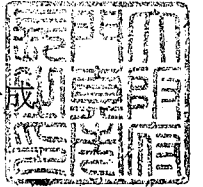


門 市 対 第 558 号
平成 28 年 2 月 10 日

大阪府知事 松井 一郎 様

門真市長 園部 一



(仮称) 淀川左岸線延伸部に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について(回答)

平成 27 年 10 月 6 日付け環保第 1852 号にて照会のありました標記の件につきまして別紙のとおり回答いたします。

(仮称)淀川左岸線延伸部環境影響評価準備書に係る知事意見作成に際して本市が下記に指摘する事項について配慮されるよう要望する。

総括的事項

事業実施において、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の大気汚染物質、騒音、振動並びに水質汚濁等の発生を未然に防ぐため、環境保全措置を最優先に行うこと。

項目別事項

1 大気環境

- (1) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の大気汚染物質の濃度が環境基準を超過することのないよう適切な環境保全措置を講じること。
- (2) 微小粒子状物質については、環境基準が定められているものの、予測手法が確立されていないことから、これらの手法が確立された場合には、大気質に係る環境影響評価の対象物質として追加すること。

2 水環境

工事の実施に伴い発生する濁水を適切に処理し、河川の水質を汚染しないよう配慮すること。

3 騒音、振動

- (1) 本市対象区域では、淀川左岸線と第二京阪道路が地上部分で接続して、自動車騒音が現状以上に増加する恐れがあるため、環境基準を超過することのないよう適切な環境保全措置を講じること。
- (2) 工事中は、低騒音かつ低振動の機械を採用し、防音壁を設置するなど地域住民に配慮すること。

4 その他

事業実施において、予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、適切な措置を講じること。